

平成 18 年 3 月 2 0 日

各 位

情報処理センター長 長嶋 豊

コンピュータ・プログラムに係る著作権保護について

文部科学省大臣官房政策課長から、下記に示す文化庁による通知（平成 5 年 9 月 7 日）に従って管理を徹底するよう通知を受けましたので、お知らせします。

記

先般、一部の国立大学法人においてコンピュータソフトウェアが大量に不正コピーされているとの報道があったところです。

下記事項に留意の上、その周知徹底を図られるようよろしくお願いします。

- 1 コンピュータ・プログラムの著作物（以下「プログラム」という。）の開発、流通、利用に際し、他人の作成したプログラムの複製、翻案等の利用をする場合には、原則として、著作権者の許諾を得る必要がある（著作権法第 6 3 条）。
- 2 プログラムの複製物の所有者は、当該プログラムの滅失毀損に備えてバックアップコピーを作成すること、特定のコンピュータで利用し得るようになるためプログラムを修正することなど、自ら当該プログラムをコンピュータで利用するために必要と認められる限度において、著作権者の許諾を得ることなく、当該プログラムの複製又は翻案をすることができる（著作権法第 4 7 条の 2 第 1 項）。
しかし、プログラムを複数のフロッピーディスク等へ複製すること（ネットワーク（LAN（Local Area Network））で転送して複製する場合も含む。以下同じ。）は、この規定により許容されるものではなく、著作権者の許諾を得る必要がある。
- 3 公表された著作物の引用は一定の条件の下に許容されているが、他人の作成したプログラムの一部を自己の作成するプログラムに複製することは、引用とは解されず、著作権者の許諾を得る必要がある（著作権法第 3 2 条第 1 項）。
- 4 学校その他の教育機関における著作物の複製は一定の条件の下に許容されているが、著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合はこの限りでないとしており、複数台のコンピュータにおいて利用するために、プログラムを複数のフロッピーディスク等へ複製することは、著作権者の利益を不当に害するものと解されるため、著作権者の許諾を得る必要がある（著作権法第 3 5 条）。
- 5 他人が違法に複製したプログラムであると知りつつ、その複製物を大学等において使用する行為は、プログラムの著作権を侵害する行為とみなされる（著作権法第 1 1 3 条第 2 項）。